

兵庫県公報

平成30年2月13日 火曜日 第2976号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告示	ページ
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 同上（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（環境整備課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 神崎郡福崎町）（用地課）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	6
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	15
○ 落札者等の公示（県立健康生活科学研究所）	15
○ 同上（同）	16
○ 同上（同）	16
○ 同上（同）	17

告 示

兵庫県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所
南あわじ市灘白崎字家ノ向1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藍本(5) I (120000197)	三田市藍本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年2月21日（水）から同年3月7日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所並びに三田市役所、三田市まちづくり協働センター、三田市藍市民センター及び三田市有馬富士共生センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成30年3月7日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月7日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第926号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

藍本(1) I (120000004) の項中別図4、西相野 I (120000005) の項中別図5、藍本庄(1) II (120000009) の項中別図9、三本 II (120000014) の項中別図14、藍本庄(4) III (120000021) の項中別図21、波田(2) III

(120000023)の項中別図23を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年2月21日(水)から同年3月7日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所並びに三田市役所、三田市まちづくり協働センター、三田市藍市民センター及び三田市有馬富士共生センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当

〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成30年3月7日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月7日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藍本(3) I (120000001)	三田市藍本(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
藍本(4) I (120000002)	三田市藍本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
藍本(2) I (120000003)	三田市藍本(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
藍本(1) I (120000004)	三田市藍本(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西相野 I (120000005)	三田市西相野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
相野台 I (120000006)	三田市藍本(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大川瀬 I (120000007)	三田市大川瀬(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

日出坂(1)Ⅱ (120000008)	三田市藍本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
藍本庄(1)Ⅱ (120000009)	三田市藍本(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
藍本庄(2)Ⅱ (120000010)	三田市藍本(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
波田(1)Ⅱ (120000011)	三田市藍本(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
三本Ⅱ (120000014)	三田市大川瀬(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大川瀬(2)Ⅱ (120000015)	三田市大川瀬(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大川瀬(3)Ⅱ (120000016)	三田市大川瀬(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大川瀬(4)Ⅱ (120000017)	三田市大川瀬(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
日出坂(2)Ⅲ (120000018)	三田市藍本(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
日出坂(3)Ⅲ (120000019)	三田市藍本(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
日出坂(4)Ⅲ (120000020)	三田市藍本(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
藍本庄(4)Ⅲ (120000021)	三田市藍本(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
藍本庄(5)Ⅲ (120000022)	三田市藍本(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
波田(2)Ⅲ (120000023)	三田市藍本(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
岩倉(1)Ⅲ (120000024)	三田市藍本(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
岩倉(2)Ⅲ (120000025)	三田市藍本(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大川瀬(5)Ⅲ (120000026)	三田市大川瀬(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三輪上野Ⅰ (120000128)	三田市三輪四丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高次Ⅰ (120000130)	三田市高次二丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
桑原東(1)Ⅱ (120000134)	三田市山田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

桑原東(3)Ⅱ (120000135)	三田市桑原(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
三輪(3)Ⅱ (120000137)	三田市三輪(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
三輪三丁目Ⅱ (120000138)	三田市三輪三丁目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
三輪(4)Ⅱ (120000139)	三田市三輪(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
志手原(1)Ⅱ (120000144)	三田市志手原(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
桑原東(4)Ⅱ (120000145)	三田市山田(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
山田(2)Ⅱ (120000146)	三田市山田(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
香下(2)Ⅱ (120000147)	三田市香下(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
香下(3)Ⅱ (120000148)	三田市香下(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
尼寺(2)Ⅱ (120000150)	三田市志手原(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
志手原(2)Ⅲ (120000151)	三田市志手原(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
下槻瀬(3)Ⅲ (120000153)	三田市志手原(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
成谷Ⅲ (120000154)	三田市成谷(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
藍本(5)Ⅰ (120000197)	三田市藍本(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
相野台谷Ⅰ (220000002)	三田市西相野(別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
藍本東谷Ⅰ (220000004)	三田市藍本(別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
大川瀬東谷Ⅱ (220000007)	三田市大川瀬(別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり
丸岡谷Ⅱ (220000008)	三田市藍本(別図45のとおり)	土石流	別図45のとおり
上相野北谷Ⅱ (220000009)	三田市上相野(別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
上相野中谷Ⅱ (220000010)	三田市上相野(別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり

上相野下谷Ⅱ (220000011)	三田市上相野（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
上相野南谷Ⅱ (220000012)	三田市上相野（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
藍本西谷Ⅱ (220000015)	三田市藍本（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり
藍本庄北谷Ⅱ (220000016)	三田市藍本（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
波田谷Ⅱ (220000019)	三田市藍本（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
岩倉西谷Ⅱ (220000020)	三田市藍本（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
岩倉東谷Ⅱ (220000021)	三田市藍本（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
香下ⅠⅠ (220000120)	三田市香下（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
本郷谷Ⅰ (220000121)	三田市香下（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
大原ⅡⅡ (220000122)	三田市大原（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり
桑原ⅠⅡ (220000123)	三田市桑原（別図58のとおり）	土石流	別図58のとおり
山田ⅡⅡ (220000124)	三田市山田（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり
志手原谷Ⅱ (220000126)	三田市志手原（別図60のとおり）	土石流	別図60のとおり
志手原ⅠⅡ (220000127)	三田市志手原（別図61のとおり）	土石流	別図61のとおり

（別図1から別図61までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年2月21日（水）から同年3月7日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所並びに三田市役所、三田市まちづくり協働センター、三田市藍市民センター及び三田市有馬富士共生センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14

(3) 提出期限

平成30年3月7日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年5月7日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年2月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープ安倉
所在地 宝塚市安倉南四丁目38番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 生活協同組合コープこうべ
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号
代表者の氏名 木田克也
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
浅田克己
 - イ 変更後
木田克也
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
147台
 - イ 変更後
54台
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
入口2箇所、出口2箇所
 - イ 変更後
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前8時45分から午後11時15分まで（一部、午前8時45分から午後10時まで）
 - イ 変更後
午前8時45分から午後11時15分まで
- 4 変更年月日
平成30年8月26日ほか
- 5 届出年月日
平成29年12月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年2月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先